

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和５年１２月２２日（金） 開会 午後２時３０分 閉会 午後３時２０分
会 場	安城市役所本庁舎３階 大会議室
委員会を構成 する委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２７名
出席委員数	法第８条による委員数 １３名 法第１８条による委員数 ２５名
欠席委員	都築 英治委員、加藤 日登志推進委員、水越 謙二推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、細井主査、曾我主査、池田主事
議事録署名者	３ 太田 千尋 委員 １３ 犬塚 伊佐夫 委員

会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は ３ 太田 千尋 委員 １ ３ 犬塚 伊佐夫 委員

また、欠席者は ９ 都築 英治 委員 ３ 加藤 日登志 推進委員
２ ２ 水越 謙二 推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第５２号議案 農地利用最適化推進委員の選任について

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

これは、小川町から選出されていた農地利用最適化推進委員の新美重三氏が、
９月１０日に亡くなられ、同日付けで退任されたことに伴い、農業委員会等に関
する法律第１７条第１項の規定により後任を委嘱するためにご提案申し上げる
ものでございます。

候補者につきましては、新美氏を選任したときと同様の手続に従いまして、小
川地区農用地利用改善組合長に推薦の依頼をいたしましたところ、１２月１２
日付けで、議案書資料のとおり届出がございました。推薦書の内容からは、この
方についての農業従事年数や地域貢献度などに問題はなく、かつ、農業委員会等
に関する法律第８条第４項に規定する欠格事由にも該当しないことが調査によ
り確認できましたので、適任と判断いたしております。

なお、本日ご決定をいただいた場合の任期は、委嘱のための準備期間と、月の
区切りであることを考慮して、始まりは令和６年１月１日とし、終わりは前任者
の残りの任期の末日である令和８年７月１９日となります。

以上、ご説明申し上げましたが、選任についてご審議の上、ご決定をいただき
ますようお願い申し上げます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

あわせて、「安城市農業委員会総会会議規則」第５条第４項で、推進委員の席
の番号は、「会長が定める」とされていることから、会長により２５番と決定さ
れる。

□ 日程第2 第53号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第2第53号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号52番から54番の3件です。申請内容は、地上権の設定が1件、所有権移転が2件です。

譲受人の理由は、排水管理設のためが1件、農耕に精進するためが1件、農業経営基盤の拡大を図るためが1件です。譲渡人の理由は、排水管理設のためが1件、相手方の要望によるためが2件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第54号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び日程第4 第55号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議いたしますので、ご承知ください。

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

始めに、日程第3第54号議案、農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号14番から16番までの3件です。転用目的は、一般個人住宅が2件、駐車場及び自宅通路用地が1件です。

続きまして、日程第4第55号議案、農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号118番から137番までの20件です。転用行為別に見ますと、一般個人住宅が9件、駐車場・資材置場用地が6件、農産物集出荷施設用地が2件、工場用地が1件、土石等採取用地が2件です。

このうち農地法第5条による申請、受付番号129番、130番につきまして、別冊の資料でご説明します。右上に日程第4第55号議案資料と書かれた資料をご覧ください。

なお、本件は地番によって設定する権利が異なりますので、2件に分けて申請手続きをしておりますが、事業内容は同一のものとなっております。

本案件は受人が、渡人の所有する田を転用し、農産物集出荷施設を建築するものです。受人は安城市●●町に拠点を置き、建設業を中心に事業を行っている法人で、以前から建物メンテナンスの取引をしている複数の市内事業者から玄米の保管先が近辺になく困っている旨の相談を受けており、この度申請地に主に玄米の集出荷施設を建築し、倉庫業、運送業を新規事業として立ち上げるため、本申請を検討するに至りました。

資料2ページが位置図となっており、資料の概ね中心にある黒塗り部分が申請地となっております。

続いて3ページが申請地の隣接地目が分かる資料となっております。なお、本計画は雑種地1,873㎡を一体利用する計画となっております。また、本申請地の立地基準ですが、住宅が連続している区域に隣接し、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断をしており、許可基準は周辺の第3種農地等の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものは許可できるとされており、本申請において周辺の第3種農地等では、事業目的の達成が困難であることを確認しております。

次に、資料4ページが土地利用計画となっております。排水計画についてですが、雨水の排水については敷地内の雨水貯留施設へ貯留しオリフイス枳にて流量を調整しながら敷地南東側の側溝へ放流する計画となっております。汚水の排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、雨水貯留施設で貯留し雨水排水と同様に放流する計画となっております。土砂の流出は、敷地境界にコンクリートブロックを設置することで未然に防止する計画となっております。また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む4条、5条申請あわせ23件いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

申請面積1,000㎡以上の案件については、説明案件の他は、受付番号119番、124番125番の一体申請、132番、135番、136番、137番で、それぞれ5ページから10ページにて位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、12月14日（木）に、太田千尋委員と加藤公健委員にご協力いただき、現地にて農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき「議事参与の制限」を受けるものから審議します。

それでは、岩瀬正則委員に関する事項を審議いたしますので、岩瀬正則委員は退席していただきます。

それでは、岩瀬正則委員に関係する事項は、第55号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」の6ページ目、受付番号135の案件です。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続きまして、岩瀬委員に関係する事項を除く案件について審議いたします。
ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第56号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第5第56号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号18番の1件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第6 第57号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第6 第57号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

議案1 ページ目の「令和5年度農用地利用集積計画実施総括表」をご覧ください。

新規に設定する面積3, 186㎡です。

2 ページ目及び3 ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日ご承認いただきましたら、12月28日付で公告させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第7 報告第12号 専決処分について

上記の議題について細井から次のとおり説明があった。

日程第7 報告第12号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号39及び40の2件です。転用行為別にみますと共同住宅の建築が1件、駐車場の設置が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号84の1件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が1件です。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号182から202の21件です。解約事由別にみますと、売却するため15件、利用権を設定し直すため2件、他者に賃貸しするため2件、自作するため1件、転用のため1件です。

最後に、事業計画変更についてご説明申し上げます。

今回の申請は、1件です。変更の事由としましては、これまで通路として利用してきた部分を採掘場とするための変更及び新規採掘場の追加です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について曾我主査から次のとおり説明があった。

1 除外申出に係る 27 号計画の策定について

「安城市の農業の振興に関する計画調書」をご覧ください。この調書に記載してあるのは、この後の議事「農用地利用計画変更申出」にも記載のある、先月 20 日付で出されました農用地利用計画変更除外申出の中の一部です。

本申出地につきましては、現在施工中の県営かんがい排水事業西井筋地区の受益地となっていますが、この事業は既存の排水路の補修や能力の向上等を図るものであり、その受益地内の土地を農用地区域から除外したとしても、事業そのものへの影響は小さいと考えられております。

ただし、法令上の規制としてその事業の完了後、8 年を経過しないうちは原則として受益地内の土地を農用地区域から除外することはできないとなっております。そのため、除外転用によってその土地に設けられる施設が、地域の農業の振興に寄与したり、農村集落の維持拡大に寄与したりすると認められる場合、農用地区域から除外することができるようになっております。

今回の案件は、集落の維持拡大をもたらす効果があり、地域の農業の振興に寄与すると考えられます。この市の計画というのは根拠法令の条文から 27 号計画と呼ばれており、農業委員会の意見を聞いたうえで定めることとされておりますので、本日提案させて頂いております。

説明は以上でございますので、ご承認頂きますようよろしくお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農用地利用計画変更申出について

農用地利用計画申出総括表をご覧ください。これは令和 5 年 11 月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっています。

今回の申出の内訳は、農用地区域からの除外が 7 件、用途変更が 2 件でした。

除外の目的別に見ますと、物流センターが 1 件、駐車場兼資材置場が 1 件、店舗が 1 件、分家住宅の建築が 3 件、駐車場が 1 件です。

用途変更につきましては、農業用倉庫が1件、農機具収納施設が1件です。

1000㎡以上の案件は当日配布資料の協議依頼事項、別冊の農地利用計画変更申出についての関連資料に記載しておりますが、特に大型の1番の案件について事業概要及び申出経緯を説明いたします。

●●株式会社は安城市に本店を構える物流業者です。

同社の自動車部品の輸送事業において最大手取引先である、株式会社●●より電気自動車部品の保管、配送の増加を打診されたことに端を発し、既存の電子部品生産工場である●●製作所と●●製作所(●●市)までの間で同じ部品を小分けにして何度も搬入したり、大量の一度に搬入したりと、多種多様な要望に対応するため本事業を立ち上げるに至りました。

本事業の実現に必要な拠点は、すでに許可を得ている●●物流センターと、当該申出の●●物流センターで対応する計画とのことでした。

現場の施工については、汚水は浄化槽を経由して、雨水は敷地内側溝で、敷地内の貯留槽にて流量を調整して既存水路へ放流します。また、擁壁にてかさ上げし、フェンス及び遮光フェンスを設置することで、周辺営農への影響を未然に防ぐ計画となっております。

なお、現地調査につきましては、12月14日に太田千尋委員と加藤公健委員をお願いし、実施いたしました。

これらの案件については、本委員会でご了承いただくことができましたら、愛知県知事との事前協議の手続きに移らせていただくことになります。

以上で説明を終わります。

議長の質疑を諮ったところ、全員意義なく了承。

3 生産緑地の買取希望者の調査依頼について

上記の協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

この案件は、生産緑地の買取希望者の申出があった場合に、協議依頼事項として、挙げさせていただいておりますが、今回、委員の改選後は初めてでございますので、簡単ですが、生産緑地の買取申出制度の流れについてご説明いたします。生産緑地の農地所有者より買取申出がありますと、まず、市は、市内部及び関係機関に公園・緑地や道路などの公共事業の用として買取の希望があるかの照会を行います。そして、買取の希望がない場合には、次に農業希望者が取得できるようにあつせんすることとされております。今回は、農業の希望者に対するあつせんをするにあたり、市長部局から、農業委員会に対して、その協力を求めています。

るものでございます。希望者がおらず、あっせんが成立しない場合には、都市計画の変更の手続きを行い、生産緑地が解除されることとなります。

協議事項としてあげております生産緑地は、市に買取申出のあった生産緑地で、あらかじめ公共施設用地として関係機関に買取希望の照会を行った結果、希望がなかったものでございます。この申出案件について、生産緑地法第17条の2の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございましたので、当該生産緑地で営農を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いするものです。

調査といいましても、委員のお知り合いの方で、農業希望者の方がみえるようであれば、農業委員会事務局にご連絡いただきたいと思いますと考えています。

申出のあった生産緑地は、2件でございます。

まず、1件目は2ページ、●●町3筆の生産緑地で、面積は463㎡、買取希望価格は●●円と伺っております。所在地は3ページに示しております。

次に、2件目は4ページ、同じく●●町2筆の生産緑地で、面積は37.7㎡、買取希望価格は●●円と伺っております。所在地は5ページに示しております。

これらの2件の農地を農業従事のための買取り希望者がいらっしゃいましたら、1月15日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。

この件については、以上でございます。

続いて、連絡報告事項について次のとおり説明があった。

1 認定農業者の認定について

上記の連絡報告事項について農務課振興係杉浦係長から次のとおり説明があった。

それでは、定例会次第冊子の1ページの資料2をご覧ください。

「認定農業者の認定状況」について説明申し上げます。

令和6年1月1日現在の認定農業者数は133名でございます。今年度は、新規の認定を希望された方が1名で、また、10名の方が更新されました。一方、認定期間が満了し、更新されない方が2名、期間途中での取消しの方が1名となりました。

振興係からの説明は以上になります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 認定新規就農者の認定について

上記の連絡報告事項について農務課農政係天野補佐から次のとおり説明があった。

私から「農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者の認定について」ご報告をさせていただきます。7ページの資料3をご覧ください。

認定新規就農者とは、新規で農業経営を始めた又は始める予定の農業者の内、「青年等就農計画」という、経営開始から5ヶ年の事業計画を市に提出し、その計画が実現可能なものであること、また市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想で定める基準に適すると認められた者のことを表します。

計画の認定におきましては、申請内容について「安城市地域担い手育成総合支援協議会」へ意見聴取をさせていただき、適当であると認められたものが認定されることとなっております。令和5年に認定された、2名について、紹介させていただきます。

1、株式会社●●様におかれましては、●●町で露地野菜ネギを栽培されております。

2、●●様におかれましては、●●町で施設野菜いちごを栽培されております。

制度が開始された平成26年から令和4年までに、認定を受けた認定新規就農者は、資料に記載のとおり16名お見えになり、今年の2名を加えまして、累計で18名となりました。

以上、簡単ではありますが、ご報告となります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、以下の連絡報告事項について、杉浦係長より説明があった。

3 不耕作地・違反転用農地の指導結果について

不耕作地・違反転用農地の指導結果についてご報告いたします。農業委員及び推進委員の皆様におかれましては、長期間にわたる調査及び指導にご協力をいただき、大変ありがとうございました。本日は、その結果についてご説明をさせていただきます。

では、8ページ、資料4をご覧ください。

始めに、(1)の不耕作地につきましては、今年度は対象となる125筆、88,851㎡の所有者に指導文書を送付いたしました。このうち、指導により改

善された面積は37,020㎡でしたので、解消率は約42%でございました。一方、未改善の農地は51,831㎡であり、市内の総農地面積の3,628haに対する未改善農地の割合は約0.14%という結果となりました。

令和4年度との比較では、令和5年度は、指導前の指導対象となる不耕作地の面積が多かったことから、例年に近い解消面積ではあるものの、指導後の面積としては、結果として令和4年度より約26,000平方メートルほどの増加となりました。

次に(2)の違反転用農地につきましては、今年度は99筆、77,400㎡で、解消面積は1,612㎡でございました。指導後の違反転用率にして約0.21%でした。違反転用農地につきましては、解消に結び付けるのは、なかなか難しい状況にありますが、違反転用農地を増やさないように違反転用農地の所有者に対して地道に指導を続けることはもちろんですが、早期発見、早期対応に留意してまいりたいと考えております。

資料の9ページから13ページには、不耕作地の指導対象とした農地一覧を、14ページから17ページには、違反転用農地の指導対象とした農地一覧を記載しております。不耕作地、違反転用農地ともに、表の右から2番目の列に「指導文書」という欄がありますが、この欄に「○」が記載された農地につきましては、「安城市農地等の適正管理に関する指導要綱」に基づきまして、1月中旬ごろを目安に農業委員会会長と市長名の連名による指導文書を送付いたします。

そして、本日の報告をもって今年度の農地パトロールの強化期間はいったん終了しますが、農業委員会にとってこうした活動は、当該期間の内外を問わずいつでも行うべき業務でもあります。したがって、なお改善がなされない現場につきましては、今後も引き続き監視と指導を続けてまいりますので、委員の皆様におかれましてもご協力をお願いいたします。

なお、今年度の活動に対する手当てにつきましては、1月の報酬時にお支払いをさせていただく予定でございます。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○石川 和明推進委員

違反転用農地の件で、土地所有者は資産税課から税金を取られていると考えているが資産税課と農業委員会との連携はどのようにとられているのか。

○池田 主事

資産税課との連携ですが、以前から資産税課とどのように連携を取るか話し

はさせていただきます。理想とするのは資産税課の課税変更に合わせて違反転用の指導もするのが理想ですが、業務の都合もありそこまでは至っていないところです。現状は、資産税課が課税の変更を行う際に農務課に情報提供をしていただいて、我々も現地を確認して必要に応じて個別に指導文書を送らせていただいているところです。

○石川 和明推進委員

違反転用農地は、既に税務上では雑種地扱いになっているのではないかと。

○池田 主事

その想定はされます。

再度、議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

4 農業委員会視察研修について

先月の定例会にて口頭でお伝えさせていただきましたが、2月2日（金）に日帰りの視察研修を計画しております。視察先は県内とし、午前は春日井市農業委員会に、午後は長久手市の愛知県農業総合試験場を予定しております。

まず、春日井市農業委員会は、「タブレット端末の利用」について、先進的な取り組みをしており、来年1月からは、農業委員会の審議においてもタブレットを利用すると伺っております。今後のタブレット端末の利用を検討していく中で、春日井市農業委員会の委員さんのご意見など、お伺いできればと考えております。

また、愛知県農業総合試験場は、既に何度も行かれている委員もおみえになると思いますが、農業分野全般において、新品種や新技術の開発などを行っており、農業分野におけるイノベーション創出の中核的な施設と位置付けられております。県の取り組みなどをお聞きしたいと考えております。

この視察研修につきまして、本日皆様の出欠の確認をしたいと考えておりますので、本日の開催通知と合わせて送付いたしました視察研修の参加報告書の提出をお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

6 次回予定

次回でございますが、1月22日（月）の午後1時30分から、本庁舎2階第4会議室にて運営委員会を、午後2時30分から第10会議室にて定例会を、定例会後に研修会を予定しております。

また、来月の研修会は、「開発行為について」、市の建築課の職員に講義をしていただく予定をしております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員意義なく了承。

午後3時20分、議長は閉会を宣する。